

平成 23 年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について

平成 23 年 3 月 30 日
国住備第 200 号
国住整第 164 号
国住市第 217 号
国土交通事務次官通知

平成 23 年度における公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）、住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）等の規定による住宅局所管事業についての国の補助金額の算定の基準となる国土交通大臣の定める標準建設費その他の額（以下「標準建設費等」という。）は、次のとおりとする。

第 1 標準建設費等の種類と構成

本通達において定める標準建設費等は、次の表の住宅等の種類の欄各項に掲げる住宅又は事業種類に応じ、それぞれ同表の標準建設費等の種類の欄各項に掲げるものとし、その額は、当該標準建設費等の種類に応じ、それぞれ同表の工事費等の額の欄各項に掲げる額を第 13 の規定により整理した額とする。

住宅等の種類	標準建設費等の種類	工事費等
公営住宅	公営住宅法第 7 条第 4 項（第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する標準建設・買取費	公営住宅の建設等に要する費用 第 2 及び第 4 により算出した主体附帯工事費及び特定工事費の合計額
		共同施設の建設等に要する費用 第 3 により算出した共同施設工事費の額
	公営住宅法第 8 条第 5 項に規定する標準建設費	公営住宅の建設に要する費用 第 2 及び第 4 により算出した主体附帯工事費及び特定工事費の合計額
		共同施設の建設に要する費用 第 3 により算出した共同施設工事費の額
	公営住宅法第 8 条第 5 項に規定する標準補修費	第 5 により算出した補修工事費の額
	公営住宅法第 8 条第 5 項に規定する標準宅地復旧費	第 6 により算出した宅地復旧工事費の額
	公営住宅法第 9 条第 6 項（第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する標準住宅共用部分工事費	第 7 により算出した住宅共用部分工事費の額
地域優良賃貸住宅	公営住宅法第 9 条第 6 項（第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する標準施設工事費	第 8 により算出した施設工事費の額
	地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領（平成 19 年 3 月 28 日付け国住備第 162 号）第 4 条第 5 項に規定する標準工事費	第 2、第 3 及び第 4 により算出した主体附帯工事費、共同施設工事費及び特定工事費の合計額
住宅地区改良事業	住宅地区改良法第 27 条第 3 項に規定する標準除却費	第 9 により算出した不良住宅等除却費の額
	住宅地区改良法第 27 条第 3 項に規定する標準建設費	第 2、第 10 及び第 11 により算出した主体附帯工事費、土地整備費及び一時収容施設等設置費の合計額

小規模住宅地区等改良事業	小規模住宅地区等改良事業制度要綱（平成9年4月1日付け建設省住整発第46号）第12第3項に規定する国土交通大臣の定める額	第2、第9、第10及び第11により算出した主体附帯工事費、不良住宅等除却費、土地整備費及び一時収容施設等設置費の合計額
改良住宅等改善事業のうちの建替事業及び関連建設事業	改良住宅等改善事業制度要綱（平成11年3月19日付け建設省住整発第25号）第16第8項に規定する国土交通大臣の定める額	第2、第9、第10及び第11により算出した主体附帯工事費、不良住宅等除却費、土地整備費及び一時収容施設等設置費の合計額
	住宅地区改良事業等補助金交付要領（昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号）第4第5項(3)（第4第5項(4)で準用する場合を含む。）に規定する標準住宅共用部分工事費	第7により算出した住宅共用部分工事費の額
	住宅地区改良事業等補助金交付要領（昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号）第4第5項(4)に規定する標準施設工事費	第8により算出した施設工事費の額
住宅市街地総合整備事業のうち居住環境形成施設整備事業（密集住宅市街地整備型重点整備地区に係るものに限る。）	住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱（平成16年4月1日付け国住市第352号）第4第3号及び社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）附属第Ⅲ編第1章16－（8）1第3号に規定する国土交通大臣の定める額	第2、第9、第10及び第11により算出した主体附帯工事費、不良住宅等除却費、土地整備費及び一時収容施設等設置費の合計額
住宅市街地総合整備事業のうちの都市再生住宅整備事業	住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱（平成16年4月1日付け国住市第352号）第4第8号及び社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）附属第Ⅲ編第1章16－（8）1第8号に規定する国土交通大臣の定める額	第2により算出した主体附帯工事費の額
	従前居住者用住宅の建設に要する費用 従前営業者用の店舗等施設の建設に要する費用	第12により算出した賃貸施設工事費の額

第2 主体附帯工事費

1 主体附帯工事費

主体附帯工事費は、住宅の戸数に、別表第1の（その1）から（その4）に掲げる1戸当たり主体附帯工事費を乗じて得た額の合計額とする。

2 主体附帯工事費の特例

(1) 1戸当たり平均床面積が1戸当たり標準床面積未満の場合 住宅の構造別ごとの1戸当たり平均床面積が別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積未満の場合（量産住宅で、1戸当たり平均床面積と1戸当たり標準床面積との差が1戸当たり標準床面積の1パーセント以内の場合を除く。）の主体附帯工事費は、同表に掲げる1戸当たり主体附帯工事費に、その1戸当たり平均床面積に44㎡を加えたものを1戸当たり標準床面積に44㎡を加えたもので除した数値を乗じて得た額を1戸当たり主体附帯工事費とする。ただし、当該事業主体又は施行者が建設又は買取りをする他の構造の住宅で、1戸当たり平均床面積が1戸当たり標準床面積を超えるものがある場合において

ただし、 $D > \sum C_i \cdot A_i$ のときは $\sum C_i \cdot A_i$ とする。

D : 主体附帯工事費
 Bi : 別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積に44㎡を加えたもの
 Bi' : 構造別ごとの1戸当たり平均床面積に44㎡を加えたもの
 Ci : 別表第1に掲げる1戸当たり主体、国土交通大臣が特に必要と認めるときは、次の算式により算出することができるものとする。

$$D = \sum \frac{Bi'}{Bi} \cdot Ci \cdot Ai \text{ 附帯工事費}$$

Ai : 構造別ごとの住宅の戸数

(i は、構造別を示す添字である。)

(2) 団地等が2以上の地区にまたがる場合

団地が別表第1に掲げる2以上の地区にまたがり、かつ、相当の面積が1戸当たり主体附帯工事費の高い地区に属する場合においては、その団地の全域が1戸当たり主体附帯工事費の高い地区に属するものとみなす。この場合において、住宅市街地総合整備事業については、「団地」とあるのは「重点整備地区」とする。

(3) 主体附帯工事費を増額する場合

別表第2の「対象要件」欄に掲げる場合に該当する場合（同表の「適用しない住宅」欄に掲げる住宅に係る場合を除く。）において、国土交通大臣が必要と認めるときは、主体附帯工事費は、1及び2(1)から(3)までの規定により算出した額に同表の「対象工事費」欄に掲げる工事費として同表の「加算額」欄に定める額以内で国土交通大臣の決定した額を加算した額とする。

(4) 北海道において燃料庫を設ける場合（従前居住者用賃貸住宅を除く。）

北海道において各戸に燃料庫を設ける場合においては、別表第1（北海道）に掲げる構造別及び地区別ごとの1戸当たり主体附帯工事費を加えた額を1戸当たり主体附帯工事費として、1の規定を適用するものとする。

この場合において、燃料庫の床面積を控除した別表第1に掲げる構造別ごとの1戸当たり平均床面積が同表に掲げる構造別及び地区別ごとの1戸当たり標準床面積未満のときは燃料庫の床面積から当該1戸当たり平均床面積と1戸当たり標準床面積との差を控除するものとする。

第3 共同施設工事費

共同施設工事費は、国土交通大臣が決定した額とする。

第4 特定工事費

特定工事費は、国土交通大臣が決定した額とする。

第5 補修工事費

補修工事費は、地方整備局長又は北海道開発局長が決定した額とする。

第6 宅地復旧工事費

宅地復旧工事費は、地方整備局長又は北海道開発局長が決定した額とする。

第7 住宅共用部分工事費

住宅共用部分工事費は、第2の規定により算出される主体附帯工事費に、低層住宅（地上階数2以下の住宅をいう。）、中層住宅（地上階数3以上5以下の住宅をいう。）及び高層住宅（地上階数6以上の住宅をいう。）の区分に応じてそれぞれ次の表に定める数値を乗じて得た額とする。

区分	主体附帯工事費に乘じる数値
低層住宅	100分の20
中層住宅	100分の30（ただし、階段室型住棟のものにあつては100分の25）
高層住宅	100分の30

第8 施設工事費

施設工事費は、国土交通大臣が決定した額とする。

第9 不良住宅等除却費

不良住宅等除却費は、次に掲げるところにより算出した買収費（発生材の価格を控除したものをいう。以下同じ。）、除却工事費及び通常損失補償費の合計額とする。この場合において、住宅市街地総合整備事業については、(1)、(2)及び(3)中「不良住宅」とあるのは、「老朽住宅」とする。

(1) 買収費

買収費は、除却する不良住宅（当該住宅に附属する物置及び作業場を含む。以下同じ。）の買収に要する費用の1㎡当たりの額（その額が115,000円を超える場合にあっては、115,000円）に買収する不良住宅の延べ面積を乗じて得た額とする。

(2) 除却工事費

除却工事費は、不良住宅又は改良住宅等改善事業における従前の改良住宅等の除却工事に要する費用の1㎡当たりの額（その額が、木造住宅の除却工事で21,000円を超える場合にあっては21,000円、非木造住宅の除却工事で31,000円を超える場合にあっては31,000円）に除却する不良住宅又は改良住宅等改善事業における従前の改良住宅等の延べ面積を乗じて得た額とする。

(3) 通常損失補償費

通常損失補償費は、不良住宅の買収又は除却により通常生ずる損失の補償に要する額とする。

第10 土地整備費

土地整備費は、次に掲げるところにより算出した建設用地取得造成費及びその他の土地整備費の合計額とする。

(1) 建設用地取得造成費

イ 用地取得費

用地取得費は、住宅建設用地の取得に要する費用に別表第3に掲げる開発充当率を乗じて得た額（その額が次の表に定める限度額に当該用地に建設される改良住宅戸数を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該額）とする。

1戸当たり建設用地取得費限度額表

(単位：千円)

地域区分	大都市－特特	大都市－特	大都市－Ⅰ	大都市－Ⅱ	その他
限度額	46,246	36,310	30,080	24,920	19,340

注1) 地域区分の大都市－Ⅰ及び大都市－Ⅱは、それぞれ別表第4のその1及びその2に掲げる市町の区域とし、その他は、大都市－Ⅰ及び大都市－Ⅱの区域以外の区域とする。

注2) D I Dの区域内の用地については、その他の区域内の用地にあっては大都市－Ⅱの限度額を、大都市－Ⅱの区域内の用地にあっては大都市－Ⅰの限度額を、大都市－Ⅰの区域内の用地にあっては大都市－特の限度額を適用する。

注3) 首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第2条第3項に規定する既成市街地若しくは近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第2条第3項に規定する既成都市区域又は名古屋市の旧市街地の区域内においては、大都市－特の限度額を適用する。

注4) 注3に掲げる区域内で、かつ、D I D区域内である区域内においては、注2及び注3にかかわらず大都市－特の特の限度額を適用する。

ロ 用地造成費

用地造成費は、住宅建設用地の造成に要する費用（その額が2,313,000円に当該用地に建設される住宅の戸数を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該額）とする。

ハ 通常損失補償費

通常損失補償費は、改良住宅建設用地の取得造成により通常生ずる損失の補償に要する額とする。

(2) その他の土地整備費

その他の土地整備費は、別表第5の費用の種類別の項各欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の限度額の項各欄に定める額を限度として算出した額の合計額とする。

第11 一時収容施設等設置費

一時収容施設等設置費は、次に掲げるところにより算出した建設工事費、移設工事費、補修工事費及びその他の経費の合計額とする。ただし、入居予定者の人数及び使用年数等を勘案して国土交通大臣が特に必要と認めるときは、これらの額に1.5を乗じて得た額に増額することができる。この場合において、住宅市街地総合整備事業については、(1)から(4)までの規定中「一時収容施設」とあるのは「仮設住宅等」とする。

(1) 建設工事費

建設工事費は、建設する一時収容施設の戸数に、次の表に掲げる使用年数の区分に応じてそれぞれ同表に定める補助基本額を乗じて得た額とする。

(単位：千円／戸)

使用年数	1年	2年	3年	4年	5年
補助基本額	1,860	2,040	2,150	2,330	2,450

(2) 移設工事費

移設工事費は、移設する一時収容施設の戸数に1戸当たり移設工事費（当該移設工事費が1,020,000円を超える場合にあっては、1,020,000円）を乗じて得た額とする。

(3) 補修工事費

補修工事費は、補修する一時収容施設の戸数に1戸当たり補修工事費（当該補修工事費が470,000円を超える場合にあっては、470,000円）を乗じて得た額とする。

(4) その他の経費

その他の経費は、次に掲げる費用の合計額とする。

- イ 一時収容施設設置用地の借地に要する費用
- ロ 一時収容施設の建設、移設及び補修に代えて民間借家等を賃借する費用(当該費用が1,640,000円を超える場合にあっては、1,640,000円)
- ハ 仮設店舗、仮設作業場等を建設することが必要な場合における当該仮設店舗、仮設作業場等の建設、移転及び補修に要する費用（当該費用がそれぞれ一時収容施設の建設工事費移設工事費又は補修工事費を超える場合にあっては、当該超えることとなる額を除く。）
- ニ 一時収容施設の建設等に附帯して必要となる補償費及びその他特別の事情により必要となる費用

第12 賃貸施設工事費

1 賃貸施設工事費は、次の算式により算出した額とする。

ただし、一の営業者に係る補助対象となる施設面積（専用面積と共用部分面積の持分の合計とする。以下同じ。）は、従前の施設面積以内で、かつ、その構造に該当する別表第1（その1）に掲げる1戸当たり標準床面積の2分の1以内とする。

$$X = \sum \frac{Y_i'}{Y_i} \cdot Z_i$$

X : 賃貸施設工事費

Y_i : 別表第1（その1）に掲げる住宅の構造別の1戸当たり標準床面積

Y_i' : 当該施設の補助対象床面積

Z_i : 別表第1（その1）に掲げる住宅の構造別の1戸当たり主体附帯工事費

(i は、構造別を示す添字である。)

2 賃貸施設工事費の特例

別表第2の対象工事費欄の(1)特殊基礎工事費、(9)店舗等併設工事費又は(16)その他特別工事費に係る同表の対象要件欄に掲げる場合に該当する場合において、国土交通大臣が特に必要と認めるときは、賃貸施設工事費は、前項の規定により算出した額に、(1)については1施設当たり1,558,000円以下、(9)については1施設当たり685,000円以下、(16)については1施設当たり1,348,000円以下で国土交通大臣の決定した額を加算した額とする。

第13 金額の整理

第2から第12までの規定により算出した額は、国の補助率が2分の1の場合にあっては2で、3分の1又は3分の2の場合にあっては3で、5分の2の場合にあっては5で、4分の3の場合にあっては4で、それぞれ割り切れる1,000円単位の額となるように端数を切り捨てるものとする。

別表第1 1戸当たり主体附帯工事費

○その1 公営住宅等のうち日本住宅性能表示基準第5の3-1劣化対策等級3（木造住宅の場合は等級2）を適用するものに係る主体附帯工事費

注1）この表は、公営住宅、改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅、都市再生住宅のうち日本住宅性能表示基準第5の3-1劣化対策等級3（木造住宅の場合は等級2）を適用するものに適用する。

注2）地区区分及び地域の区分は、その5による。

（北海道・沖縄以外の地域）

構造別	地区別	1戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)				
			I	II	III	IV	V
木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特別	74.7	15,500	15,190	14,300	13,740	13,690
	大都市		-	12,440	11,700	11,240	11,210
	多雪寒冷		12,160	11,920	11,220	10,780	-
	一般		-	11,560	10,880	10,450	10,420
	奄美		-	-	-	-	12,730
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特別	79.3	16,330	16,010	15,160	14,650	14,610
	大都市		-	13,230	12,530	12,100	12,070
	多雪寒冷		12,990	12,740	12,060	11,650	-
	一般		-	12,360	11,710	11,310	11,280
	奄美		-	-	-	-	13,860
耐火構造平家建	特別	74.7	17,300	16,960	15,930	15,320	15,300
	大都市		-	13,280	12,470	11,990	11,980
	多雪寒冷		12,930	12,680	11,910	11,450	-
	一般		-	12,100	11,370	10,930	10,920
	奄美		-	-	-	-	13,370
耐火構造2階建	特別	79.3	17,530	17,180	16,270	15,710	15,690
	大都市		-	14,160	13,410	12,940	12,930
	多雪寒冷		13,940	13,670	12,940	12,490	-
	一般		-	13,200	12,500	12,060	12,050
	奄美		-	-	-	-	14,750
中層準耐火構造 (地上階数3階)	特別	85.5	15,870	15,560	14,820	14,360	14,330
	大都市		-	13,510	12,860	12,460	12,440
	多雪寒冷		13,310	13,050	12,420	12,040	-
	一般		-	12,490	11,890	11,520	11,500
	奄美		-	-	-	-	14,780
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	特別	94.0	17,450	17,110	16,290	15,780	15,750
	大都市		-	14,850	14,140	13,700	13,670
	多雪寒冷		14,630	14,350	13,660	13,240	-
	一般		-	13,730	13,070	12,670	12,640
	奄美		-	-	-	-	16,250

中層耐火構造 (地上階数3階)	特別	85.5	16,310	15,990	15,200	14,730	14,710
	大都市		-	13,890	13,200	12,790	12,780
	多雪寒冷		13,700	13,430	12,760	12,360	-
	一般		-	12,800	12,160	11,790	11,780
	奄美		-	-	-	-	15,080
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	特別	94.0	17,930	17,580	16,710	16,190	16,170
	大都市		-	15,270	14,510	14,060	14,050
	多雪寒冷		15,060	14,760	14,030	13,590	-
	一般		-	14,070	13,370	12,960	12,950
	奄美		-	-	-	-	16,570
中層耐火構造 (地上階数4～5階)	特別	85.5	16,110	15,790	14,940	14,440	14,420
	大都市		-	13,600	12,870	12,430	12,420
	多雪寒冷		13,380	13,120	12,410	11,990	-
	一般		-	12,470	11,790	11,400	11,380
	奄美		-	-	-	-	14,580
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型住棟)	特別	94.0	17,710	17,360	16,430	15,870	15,860
	大都市		-	14,960	14,150	13,670	13,660
	多雪寒冷		14,710	14,420	13,650	13,180	-
	一般		-	13,710	12,970	12,530	12,520
	奄美		-	-	-	-	16,020
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	特別	101.1	17,360	17,020	16,230	15,760	15,740
	大都市		-	14,140	13,480	13,090	13,080
	多雪寒冷		15,410	15,110	14,410	13,990	-
	一般		-	13,250	12,640	12,270	12,250
	奄美		-	-	-	-	16,170
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	特別	101.1	18,300	17,950	17,190	16,740	16,720
	大都市		-	14,550	13,940	13,580	13,560
	多雪寒冷		15,960	15,650	14,990	14,600	-
	一般		-	13,490	12,920	12,580	12,570
	奄美		-	-	-	-	16,590
高層耐火構造 (地上階数12～13階)	特別	101.1	18,650	18,280	17,580	17,150	17,130
	大都市		-	15,770	15,160	14,790	14,780
	多雪寒冷		16,910	16,580	15,940	15,550	-
	一般		-	14,980	14,400	14,050	14,040
	奄美		-	-	-	-	18,530
高層耐火構造 (地上階数14～19階)	特別	101.1	19,770	19,380	18,690	18,280	18,260
	大都市		-	16,710	16,110	15,770	15,750
	多雪寒冷		17,920	17,570	16,940	16,580	-
	一般		-	15,880	15,310	14,980	14,960
	奄美		-	-	-	-	19,750
超高層耐火構造 (地上階数20階～)	特別	105.6	27,270	26,730	25,940	25,510	25,480
	大都市		-	20,630	20,020	19,680	19,660
	多雪寒冷		23,040	22,590	21,920	21,560	-
	一般		-	18,710	18,160	17,850	17,830
	奄美		-	-	-	-	21,940

(北海道)

構造別		地区別	1戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)	
				I	II
木造平家建及び 準耐火構造平屋建		特別	76.3	13,290	13,030
		一般		12,380	12,140
木造2階建及び 準耐火構造2階建		特別	80.9	13,590	13,320
		一般		12,910	12,650
耐火構造平家建		特別	76.3	14,130	13,860
		一般		13,470	13,200
耐火構造2階建		特別	80.9	14,550	14,260
		一般		13,870	13,590
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	87.1	14,870	14,580
		一般		14,100	13,820
	暖房設備付	特別	85.5	15,250	14,950
		一般		14,470	14,180
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	95.6	16,320	16,000
		一般		15,480	15,170
	暖房設備付	特別	94.0	16,770	16,440
		一般		15,900	15,590
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	87.1	15,370	15,070
		一般		14,460	14,170
	暖房設備付	特別	85.5	15,780	15,470
		一般		14,830	14,540
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	95.6	16,880	16,540
		一般		15,860	15,550
	暖房設備付	特別	94.0	17,350	17,010
		一般		16,310	15,990
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	87.1	14,210	13,930
		一般		13,360	13,100
	暖房設備付	特別	85.5	14,570	14,280
		一般		13,700	13,430
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	95.6	15,590	15,290
		一般		14,660	14,380
	暖房設備付	特別	94.0	16,020	15,700
		一般		15,060	14,770
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	燃料庫付	特別	102.7	14,120	13,840
		一般		13,060	12,800
	暖房設備付	特別	101.1	14,410	14,130
		一般		13,320	13,060
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	燃料庫付	特別	102.7	15,840	15,530
		一般		14,650	14,360
	暖房設備付	特別	101.1	16,080	15,770
		一般		14,860	14,570
高層耐火構造 (地上階数12～13階)	燃料庫付	特別	102.7	16,850	16,520
		一般		15,580	15,270
	暖房設備付	特別	101.1	17,080	16,750
		一般		15,790	15,480
高層耐火構造 (地上階数14～19階)	燃料庫付	特別	102.7	18,360	18,000
		一般		16,970	16,640
	暖房設備付	特別	101.1	18,560	18,190
		一般		17,160	16,820
高層耐火構造 (地上階数20階～)	燃料庫付	特別	107.2	22,650	22,200
		一般		20,940	20,530
	暖房設備付	特別	105.6	22,930	22,480
		一般		21,200	20,780

(沖縄)

構 造 別	1戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1戸当たり 主体附帯工事費 (千円/戸)
木造平家建及び準耐火構造平家建	74.7	11,270
木造2階建及び準耐火構造2階建	79.3	12,570
耐火構造平家建	74.7	12,610
耐火構造2階建	79.3	13,380
中層準耐火構造 (地上階数3階・片廊下型以外の住棟)	85.5	14,060
中層準耐火構造 (地上階数3階・片廊下型の住棟)	94.0	15,460
中層耐火構造 (地上階数3階・片廊下型以外の住棟)	85.5	14,350
中層耐火構造 (地上階数3階・片廊下型の住棟)	94.0	15,780
中層耐火構造 (地上階数4～5階・片廊下型以外の住棟)	85.5	13,120
中層耐火構造 (地上階数4～5階・片廊下型の住棟)	94.0	14,440
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	101.1	13,880
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	101.1	15,650
高層耐火構造 (地上階数12階～)	101.1	16,780

○その2 公営住宅等のうち日本住宅性能表示基準第5の3-1劣化対策等級2（木造住宅の場合は等級1）を適用するもの等に係る主体附帯工事費

注1）この表は、公営住宅、改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅、都市再生住宅のうち日本住宅性能表示基準第5の3-1劣化対策等級2（木造住宅の場合は等級1）を適用するものに適用する。

注2）地区区分及び地域の区分は、その5による。

（北海道・沖縄以外の地域）

構造別	地区別	1戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)				
			I	II	III	IV	V
木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特別	74.7	14,760	14,470	13,620	13,080	13,040
	大都市		-	11,840	11,150	10,710	10,670
	多雪寒冷		11,580	11,350	10,680	10,260	-
	一般		-	11,010	10,360	9,950	9,920
	奄美		-	-	-	-	12,120
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特別	79.3	15,550	15,250	14,440	13,950	13,910
	大都市		-	12,600	11,930	11,530	11,490
	多雪寒冷		12,370	12,130	11,490	11,100	-
	一般		-	11,770	11,150	10,770	10,740
	奄美		-	-	-	-	13,200
耐火構造平家建	特別	74.7	16,470	16,150	15,170	14,590	14,570
	大都市		-	12,640	11,880	11,420	11,410
	多雪寒冷		12,310	12,070	11,340	10,910	-
	一般		-	11,530	10,830	10,410	10,400
	奄美		-	-	-	-	12,740
耐火構造2階建	特別	79.3	16,690	16,360	15,490	14,960	14,940
	大都市		-	13,480	12,770	12,320	12,310
	多雪寒冷		13,270	13,010	12,320	11,900	-
	一般		-	12,570	11,900	11,490	11,480
	奄美		-	-	-	-	14,050
中層準耐火構造 (地上階数3階)	特別	85.5	15,820	15,500	14,760	14,300	14,270
	大都市		-	13,460	12,810	12,420	12,390
	多雪寒冷		13,260	13,000	12,380	11,990	-
	一般		-	12,440	11,850	11,480	11,460
	奄美		-	-	-	-	14,720
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	特別	94.0	17,390	17,050	16,230	15,730	15,690
	大都市		-	14,800	14,090	13,650	13,620
	多雪寒冷		14,580	14,290	13,610	13,190	-
	一般		-	13,680	13,020	12,620	12,600
	奄美		-	-	-	-	16,190
中層耐火構造 (地上階数3階)	特別	85.5	16,250	15,930	15,140	14,670	14,660
	大都市		-	13,840	13,150	12,740	12,730
	多雪寒冷		13,640	13,380	12,710	12,320	-
	一般		-	12,750	12,120	11,740	11,730
	奄美		-	-	-	-	15,020

中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	特別	94.0	17,870	17,520	16,650	16,130	16,110
	大都市		-	15,210	14,460	14,010	14,000
	多雪寒冷		15,000	14,710	13,980	13,540	-
	一般		-	14,020	13,320	12,910	12,900
	奄美		-	-	-	-	16,510
中層耐火構造 (地上階数4～5階)	特別	85.5	16,050	15,730	14,890	14,380	14,370
	大都市		-	13,550	12,820	12,390	12,370
	多雪寒冷		13,330	13,070	12,370	11,950	-
	一般		-	12,420	11,750	11,350	11,340
	奄美		-	-	-	-	14,520
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型住棟)	特別	94.0	17,640	17,300	16,370	15,810	15,800
	大都市		-	14,900	14,100	13,620	13,600
	多雪寒冷		14,660	14,370	13,590	13,140	-
	一般		-	13,650	12,920	12,480	12,470
	奄美		-	-	-	-	15,960
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	特別	101.1	17,160	16,820	16,040	15,580	15,560
	大都市		-	13,970	13,320	12,930	12,920
	多雪寒冷		15,230	14,930	14,240	13,820	-
	一般		-	13,090	12,490	12,120	12,110
	奄美		-	-	-	-	15,980
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	特別	101.1	18,090	17,730	16,990	16,540	16,530
	大都市		-	14,380	13,780	13,420	13,400
	多雪寒冷		15,770	15,460	14,810	14,420	-
	一般		-	13,330	12,770	12,440	12,420
	奄美		-	-	-	-	16,400
高層耐火構造 (地上階数12～13階)	特別	101.1	18,430	18,070	17,370	16,950	16,930
	大都市		-	15,580	14,980	14,620	14,600
	多雪寒冷		16,710	16,380	15,750	15,370	-
	一般		-	14,800	14,230	13,890	13,870
	奄美		-	-	-	-	18,310
高層耐火構造 (地上階数14～19階)	特別	101.1	19,540	19,150	18,470	18,070	18,050
	大都市		-	16,520	15,920	15,580	15,570
	多雪寒冷		17,710	17,370	16,740	16,380	-
	一般		-	15,690	15,130	14,800	14,790
	奄美		-	-	-	-	19,520
超高層耐火構造 (地上階数20階～)	特別	105.6	26,950	26,420	25,640	25,210	25,180
	大都市		-	20,380	19,780	19,450	19,430
	多雪寒冷		22,770	22,330	21,670	21,300	-
	一般		-	18,490	17,940	17,640	17,620
	奄美		-	-	-	-	21,680

(北海道)

構造別	地区別	1戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)		
			I	II	
木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特別	76.3	12,660	12,410	
	一般		11,790	11,560	
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特別	80.9	12,940	12,680	
	一般		12,290	12,050	
耐火構造平家建	特別	76.3	13,460	13,200	
	一般		12,830	12,580	
耐火構造2階建	特別	80.9	13,850	13,580	
	一般		13,200	12,940	
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	87.1	14,820	14,530
		一般		14,040	13,770
	暖房設備付	特別	85.5	15,190	14,900
		一般		14,410	14,130
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	95.6	16,260	15,940
		一般		15,420	15,120
	暖房設備付	特別	94.0	16,710	16,380
		一般		15,840	15,530
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	87.1	15,320	15,020
		一般		14,400	14,120
	暖房設備付	特別	85.5	15,720	15,410
		一般		14,780	14,490
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	95.6	16,810	16,480
		一般		15,800	15,500
	暖房設備付	特別	94.0	17,280	16,940
		一般		16,250	15,930
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	87.1	14,160	13,880
		一般		13,310	13,050
	暖房設備付	特別	85.5	14,520	14,230
		一般		13,650	13,380
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	95.6	15,530	15,230
		一般		14,610	14,320
	暖房設備付	特別	94.0	15,960	15,640
		一般		15,000	14,710
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	燃料庫付	特別	102.7	13,950	13,680
		一般		12,900	12,650
	暖房設備付	特別	101.1	14,240	13,960
		一般		13,160	12,910
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	燃料庫付	特別	102.7	15,660	15,350
		一般		14,480	14,190
	暖房設備付	特別	101.1	15,890	15,580
		一般		14,690	14,400
高層耐火構造 (地上階数12～13階)	燃料庫付	特別	102.7	16,650	16,330
		一般		15,400	15,090
	暖房設備付	特別	101.1	16,880	16,550
		一般		15,600	15,290
高層耐火構造 (地上階数14～19階)	燃料庫付	特別	102.7	18,140	17,790
		一般		16,770	16,450
	暖房設備付	特別	101.1	18,340	17,980
		一般		16,950	16,620
高層耐火構造 (地上階数20階～)	燃料庫付	特別	107.2	22,380	21,940
		一般		20,690	20,290
	暖房設備付	特別	105.6	22,660	22,210
		一般		20,950	20,540

(沖縄)

構 造 別	1戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1戸当たり 主体附帯工事費 (千円/戸)
木造平家建及び準耐火構造平家建	74.7	10,730
木造2階建及び準耐火構造2階建	79.3	11,970
耐火構造平家建	74.7	12,010
耐火構造2階建	79.3	12,740
中層準耐火構造 (地上階数3階・片廊下型以外の住棟)	85.5	14,000
中層準耐火構造 (地上階数3階・片廊下型の住棟)	94.0	15,400
中層耐火構造 (地上階数3階・片廊下型以外の住棟)	85.5	14,300
中層耐火構造 (地上階数3階・片廊下型の住棟)	94.0	15,720
中層耐火構造 (地上階数4～5階・片廊下型以外の住棟)	85.5	13,070
中層耐火構造 (地上階数4～5階・片廊下型の住棟)	94.0	14,380
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	101.1	13,720
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	101.1	15,460
高層耐火構造 (地上階数12階～)	101.1	16,580

○その3 地域優良賃貸住宅（地方公共団体が整備するものに限る）のうち日本住宅性能表示基準第5の3-1劣化対策等級3（木造住宅の場合は等級2）を適用するものに係る主体
 附帯工事費

注1）この表は、地域優良賃貸住宅（地方公共団体が整備するものに限る）のうち日本住宅性能表示基準第5の3-1劣化対策等級3（木造住宅の場合は等級2）を適用するものに適用する。

注2）地区区分及び地域の区分は、その5による。

（北海道・沖縄以外の地域）

構造別	地区別	1戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)				
			I	II	III	IV	V
木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特別	81.3	16,860	16,530	15,540	14,940	14,880
	大都市		-	13,530	12,720	12,210	12,180
	多雪寒冷		13,230	12,960	12,180	11,700	-
	一般		-	12,570	11,820	11,370	11,310
	奄美		-	-	-	-	13,830
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特別	85.9	17,670	17,340	16,410	15,870	15,810
	大都市		-	14,310	13,560	13,110	13,050
	多雪寒冷		14,070	13,770	13,050	12,600	-
	一般		-	13,380	12,660	12,240	12,210
	奄美		-	-	-	-	15,000
耐火構造平家建	特別	81.3	18,810	18,450	17,340	16,650	16,650
	大都市		-	14,430	13,560	13,050	13,020
	多雪寒冷		14,070	13,770	12,960	12,450	-
	一般		-	13,170	12,360	11,880	11,880
	奄美		-	-	-	-	14,550
耐火構造2階建	特別	85.9	18,960	18,600	17,610	17,010	16,980
	大都市		-	15,330	14,520	14,010	13,980
	多雪寒冷		15,090	14,790	14,010	13,530	-
	一般		-	14,280	13,530	13,050	13,050
	奄美		-	-	-	-	15,960
中層準耐火構造 (地上階数3階)	特別	92.1	17,100	16,740	15,960	15,450	15,420
	大都市		-	14,550	13,830	13,410	13,380
	多雪寒冷		14,310	14,040	13,380	12,960	-
	一般		-	13,440	12,780	12,390	12,360
	奄美		-	-	-	-	15,900
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	特別	100.6	18,660	18,300	17,430	16,890	16,830
	大都市		-	15,870	15,120	14,640	14,610
	多雪寒冷		15,660	15,330	14,610	14,160	-
	一般		-	14,670	13,980	13,530	13,530
	奄美		-	-	-	-	17,370
中層耐火構造 (地上階数3階)	特別	92.1	17,550	17,220	16,350	15,840	15,840
	大都市		-	14,940	14,190	13,770	13,740
	多雪寒冷		14,730	14,460	13,740	13,290	-
	一般		-	13,770	13,080	12,690	12,660
	奄美		-	-	-	-	16,230

中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	特別	100.6	19,170	18,810	17,880	17,310	17,310
	大都市		-	16,320	15,510	15,030	15,030
	多雪寒冷		16,110	15,780	15,000	14,520	-
	一般		-	15,060	14,310	13,860	13,830
	奄美		-	-	-	-	17,730
中層耐火構造 (地上階数4～5階)	特別	92.1	17,340	17,010	16,080	15,540	15,510
	大都市		-	14,640	13,860	13,380	13,380
	多雪寒冷		14,400	14,130	13,350	12,900	-
	一般		-	13,410	12,690	12,270	12,240
	奄美		-	-	-	-	15,690
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型住棟)	特別	100.6	18,930	18,570	17,580	16,980	16,950
	大都市		-	15,990	15,120	14,610	14,610
	多雪寒冷		15,720	15,420	14,580	14,100	-
	一般		-	14,640	13,860	13,380	13,380
	奄美		-	-	-	-	17,130
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	特別	107.7	18,480	18,120	17,280	16,770	16,770
	大都市		-	15,030	14,340	13,920	13,920
	多雪寒冷		16,410	16,080	15,330	14,880	-
	一般		-	14,100	13,440	13,050	13,050
	奄美		-	-	-	-	17,220
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	特別	107.7	19,470	19,110	18,300	17,820	17,790
	大都市		-	15,480	14,850	14,460	14,430
	多雪寒冷		16,980	16,650	15,960	15,540	-
	一般		-	14,340	13,740	13,380	13,380
	奄美		-	-	-	-	17,670
高層耐火構造 (地上階数12～13階)	特別	107.7	19,860	19,470	18,720	18,270	18,240
	大都市		-	16,770	16,140	15,750	15,720
	多雪寒冷		18,000	17,640	16,980	16,560	-
	一般		-	15,930	15,330	14,940	14,940
	奄美		-	-	-	-	19,710
高層耐火構造 (地上階数14～19階)	特別	107.7	21,030	20,640	19,890	19,470	19,440
	大都市		-	17,790	17,160	16,770	16,770
	多雪寒冷		19,080	18,690	18,030	17,640	-
	一般		-	16,890	16,290	15,930	15,930
	奄美		-	-	-	-	21,030
超高層耐火構造 (地上階数20階～)	特別	112.2	28,950	28,380	27,540	27,090	27,060
	大都市		-	21,900	21,240	20,910	20,880
	多雪寒冷		24,480	24,000	23,280	22,890	-
	一般		-	19,860	19,290	18,960	18,930
	奄美		-	-	-	-	23,280

(北海道)

構造別	地区別	1戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)		
			I	II	
木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特別	82.9	14,430	14,130	
	一般		13,440	13,170	
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特別	87.5	14,670	14,400	
	一般		13,950	13,680	
耐火構造平家建	特別	82.9	15,330	15,030	
	一般		14,610	14,340	
耐火構造2階建	特別	87.5	15,720	15,420	
	一般		14,970	14,700	
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	93.7	15,990	15,660
		一般		15,150	14,850
	暖房設備付	特別	92.1	16,410	16,080
		一般		15,570	15,270
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	102.2	17,430	17,100
		一般		16,530	16,200
	暖房設備付	特別	100.6	17,940	17,580
		一般		17,010	16,680
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	93.7	16,530	16,200
		一般		15,540	15,240
	暖房設備付	特別	92.1	16,980	16,650
		一般		15,960	15,660
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	102.2	18,030	17,670
		一般		16,950	16,620
	暖房設備付	特別	100.6	18,540	18,180
		一般		17,430	17,100
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	93.7	15,270	14,970
		一般		14,370	14,070
	暖房設備付	特別	92.1	15,690	15,360
		一般		14,730	14,460
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	102.2	16,650	16,320
		一般		15,660	15,360
	暖房設備付	特別	100.6	17,130	16,800
		一般		16,110	15,780
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	燃料庫付	特別	109.3	15,000	14,730
		一般		13,890	13,620
	暖房設備付	特別	107.7	15,330	15,030
		一般		14,160	13,890
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	燃料庫付	特別	109.3	16,860	16,530
		一般		15,570	15,270
	暖房設備付	特別	107.7	17,130	16,770
		一般		15,810	15,510
高層耐火構造 (地上階数12～13階)	燃料庫付	特別	109.3	17,910	17,580
		一般		16,560	16,230
	暖房設備付	特別	107.7	18,180	17,820
		一般		16,800	16,470
高層耐火構造 (地上階数14～19階)	燃料庫付	特別	109.3	19,530	19,140
		一般		18,060	17,700
	暖房設備付	特別	107.7	19,740	19,380
		一般		18,270	17,910
高層耐火構造 (地上階数20階～)	燃料庫付	特別	113.8	24,030	23,550
		一般		22,230	21,780
	暖房設備付	特別	112.2	24,360	23,880
		一般		22,500	22,050

(沖縄)

構 造 別	1戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1戸当たり 主体附帯工事費 (千円/戸)
木造平家建及び準耐火構造平家建	81.3	12,240
木造2階建及び準耐火構造2階建	85.9	13,590
耐火構造平家建	81.3	13,710
耐火構造2階建	85.9	14,490
中層準耐火構造 (地上階数3階・片廊下型以外の住棟)	92.1	15,120
中層準耐火構造 (地上階数3階・片廊下型の住棟)	100.6	16,530
中層耐火構造 (地上階数3階・片廊下型以外の住棟)	92.1	15,450
中層耐火構造 (地上階数3階・片廊下型の住棟)	100.6	16,890
中層耐火構造 (地上階数4～5階・片廊下型以外の住棟)	92.1	14,130
中層耐火構造 (地上階数4～5階・片廊下型の住棟)	100.6	15,450
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	107.7	14,760
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	107.7	16,650
高層耐火構造 (地上階数12階～)	107.7	17,850

○その4 地域優良賃貸住宅（地方公共団体が整備するものに限る）のうち日本住宅性能表示基準第5の3-1劣化対策等級2（木造住宅の場合は等級1）を適用するもの及び地域優良賃貸住宅（地方公共団体が整備するものを除く）に係る主体附帯工事費

注1）この表は、地域優良賃貸住宅（地方公共団体が整備するものに限る）のうち日本住宅性能表示基準第5の3-1劣化対策等級2（木造住宅の場合は等級1）を適用するもの及び地域優良賃貸住宅（地方公共団体が整備するものを除く）に適用する。

注2）地区区分及び地域の区分は、その5による。

（北海道・沖縄以外の地域）

構造別	地区別	1戸当たり 標準床面積 (㎡/戸) B	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)				
			I	II	III	IV	V
木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特別	81.3	16,050	15,720	14,790	14,220	14,190
	大都市		-	12,870	12,120	11,640	11,610
	多雪寒冷		12,570	12,330	11,610	11,160	-
	一般		-	11,970	11,250	10,830	10,770
	奄美		-	-	-	-	13,170
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特別	85.9	16,830	16,500	15,630	15,090	15,060
	大都市		-	13,620	12,900	12,480	12,420
	多雪寒冷		13,380	13,110	12,420	12,000	-
	一般		-	12,750	12,060	11,640	11,610
	奄美		-	-	-	-	14,280
耐火構造平家建	特別	81.3	17,910	17,550	16,500	15,870	15,840
	大都市		-	13,740	12,900	12,420	12,390
	多雪寒冷		13,380	13,110	12,330	11,850	-
	一般		-	12,540	11,760	11,310	11,310
	奄美		-	-	-	-	13,860
耐火構造2階建	特別	85.9	18,060	17,700	16,770	16,200	16,170
	大都市		-	14,580	13,830	13,350	13,320
	多雪寒冷		14,370	14,070	13,320	12,870	-
	一般		-	13,590	12,870	12,420	12,420
	奄美		-	-	-	-	15,210
中層準耐火構造 (地上階数3階)	特別	92.1	17,010	16,680	15,900	15,390	15,360
	大都市		-	14,490	13,800	13,350	13,320
	多雪寒冷		14,280	13,980	13,320	12,900	-
	一般		-	13,380	12,750	12,360	12,330
	奄美		-	-	-	-	15,840
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	特別	100.6	18,600	18,240	17,340	16,800	16,770
	大都市		-	15,810	15,060	14,580	14,550
	多雪寒冷		15,600	15,270	14,550	14,100	-
	一般		-	14,640	13,920	13,500	13,470
	奄美		-	-	-	-	17,310

中層耐火構造 (地上階数3階)	特別	92.1	17,490	17,160	16,290	15,780	15,780
	大都市		-	14,880	14,160	13,710	13,710
	多雪寒冷		14,670	14,400	13,680	13,260	-
	一般		-	13,710	13,050	12,630	12,630
	奄美		-	-	-	-	16,170
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	特別	100.6	19,110	18,720	17,790	17,250	17,220
	大都市		-	16,260	15,450	14,970	14,970
	多雪寒冷		16,050	15,720	14,940	14,490	-
	一般		-	15,000	14,250	13,800	13,800
	奄美		-	-	-	-	17,670
中層耐火構造 (地上階数4～5階)	特別	92.1	17,280	16,920	16,020	15,480	15,450
	大都市		-	14,580	13,800	13,320	13,320
	多雪寒冷		14,340	14,070	13,320	12,840	-
	一般		-	13,350	12,630	12,210	12,210
	奄美		-	-	-	-	15,630
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型住棟)	特別	100.6	18,870	18,510	17,490	16,920	16,890
	大都市		-	15,930	15,060	14,550	14,550
	多雪寒冷		15,660	15,360	14,520	14,040	-
	一般		-	14,610	13,800	13,350	13,320
	奄美		-	-	-	-	17,070
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	特別	107.7	18,270	17,910	17,070	16,590	16,560
	大都市		-	14,880	14,190	13,770	13,740
	多雪寒冷		16,200	15,900	15,150	14,700	-
	一般		-	13,920	13,290	12,900	12,900
	奄美		-	-	-	-	17,010
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	特別	107.7	19,260	18,870	18,090	17,610	17,580
	大都市		-	15,300	14,670	14,280	14,250
	多雪寒冷		16,800	16,470	15,780	15,360	-
	一般		-	14,190	13,590	13,230	13,230
	奄美		-	-	-	-	17,460
高層耐火構造 (地上階数12～13階)	特別	107.7	19,620	19,230	18,480	18,030	18,030
	大都市		-	16,590	15,960	15,570	15,540
	多雪寒冷		17,790	17,430	16,770	16,350	-
	一般		-	15,750	15,150	14,790	14,760
	奄美		-	-	-	-	19,500
高層耐火構造 (地上階数14～19階)	特別	107.7	20,790	20,400	19,650	19,230	19,200
	大都市		-	17,580	16,950	16,590	16,560
	多雪寒冷		18,840	18,480	17,820	17,430	-
	一般		-	16,710	16,110	15,750	15,750
	奄美		-	-	-	-	20,790
超高層耐火構造 (地上階数20階～)	特別	112.2	28,620	28,050	27,210	26,760	26,730
	大都市		-	21,630	21,000	20,640	20,640
	多雪寒冷		24,180	23,700	23,010	22,620	-
	一般		-	19,620	19,050	18,720	18,720
	奄美		-	-	-	-	23,010

(北海道)

構造別	地区別	1戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)	
			I	II
木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特別	82.9	13,740	13,470
	一般		12,780	12,540
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特別	87.5	13,980	13,710
	一般		13,290	13,020
耐火構造平家建	特別	82.9	14,610	14,310
	一般		13,920	13,650
耐火構造2階建	特別	87.5	14,970	14,670
	一般		14,280	13,980
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	15,930	15,600
		一般	15,090	14,790
	暖房設備付	特別	16,350	16,020
		一般	15,510	15,210
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	17,370	17,010
		一般	16,470	16,140
	暖房設備付	特別	17,880	17,520
		一般	16,950	16,620
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	16,470	16,140
		一般	15,480	15,180
	暖房設備付	特別	16,920	16,590
		一般	15,900	15,600
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	17,970	17,610
		一般	16,890	16,560
	暖房設備付	特別	18,480	18,120
		一般	17,370	17,040
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	15,210	14,910
		一般	14,310	14,010
	暖房設備付	特別	15,630	15,300
		一般	14,700	14,400
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	16,590	16,260
		一般	15,600	15,300
	暖房設備付	特別	17,070	16,740
		一般	16,050	15,720
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	燃料庫付	特別	14,850	14,550
		一般	13,710	13,440
	暖房設備付	特別	15,150	14,850
		一般	14,010	13,740
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	燃料庫付	特別	16,650	16,320
		一般	15,390	15,090
	暖房設備付	特別	16,920	16,590
		一般	15,630	15,330
高層耐火構造 (地上階数12～13階)	燃料庫付	特別	17,700	17,370
		一般	16,380	16,050
	暖房設備付	特別	17,970	17,610
		一般	16,590	16,290
高層耐火構造 (地上階数14～19階)	燃料庫付	特別	19,290	18,930
		一般	17,850	17,490
	暖房設備付	特別	19,530	19,140
		一般	18,060	17,700
高層耐火構造 (地上階数20階～)	燃料庫付	特別	23,760	23,280
		一般	21,960	21,510
	暖房設備付	特別	24,060	23,580
		一般	22,230	21,810

(沖縄)

構 造 別	1戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1戸当たり 主体附帯工事費 (千円/戸)
木造平家建及び準耐火構造平家建	81.3	11,670
木造2階建及び準耐火構造2階建	85.9	12,960
耐火構造平家建	81.3	13,050
耐火構造2階建	85.9	13,800
中層準耐火構造 (地上階数3階・片廊下型以外の住棟)	92.1	15,060
中層準耐火構造 (地上階数3階・片廊下型の住棟)	100.6	16,470
中層耐火構造 (地上階数3階・片廊下型以外の住棟)	92.1	15,390
中層耐火構造 (地上階数3階・片廊下型の住棟)	100.6	16,800
中層耐火構造 (地上階数4～5階・片廊下型以外の住棟)	92.1	14,070
中層耐火構造 (地上階数4～5階・片廊下型の住棟)	100.6	15,390
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	107.7	14,610
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	107.7	16,470
高層耐火構造 (地上階数12階～)	107.7	17,640

○その5 主体附帯工事費の地区区分及び地域の区分
(北海道・沖縄以外の地域)

地区名	地域
特別地区	首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第2条第3項に規定する既成市街地及び同条第4項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第2条第3項に規定する既成都市区域及び同条第4項に規定する近郊整備区域、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項に規定する特別豪雪地帯
大都市地区	東京・大阪・埼玉・千葉・神奈川・静岡・愛知の1都1府5県（特別地区に該当する地域を除く。）、茨城・栃木・群馬・山梨の4県（首都圏整備法による都市開発区域に限る。）、滋賀・奈良・和歌山・三重の4県（近畿圏整備法による都市開発区域に限る。）、滋賀・岐阜・三重の3県（中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）による都市整備区域及び都市開発区域に限る。）、京都・兵庫の1府1県（特別地区及び多雪寒冷地区に該当する地域を除く。）
多雪寒冷地区	青森・岩手・秋田・山形・福島・長野・新潟・富山・石川・福井の10県（特別地区に該当する地域を除く。）、宮城県、栃木県（日光市及び塩谷郡栗山町に限る。）、群馬県（沼田市、特別地区に該当する地域を除く利根郡及び吾妻郡に限る。）、山梨県、岐阜県（高山市、郡上郡、益田郡、揖斐郡藤橋村、特別地区に該当する地域を除く大野郡及び吉城郡に限る。）、滋賀県（坂田郡伊吹町、伊香郡木之本町、同西浅井町、高島郡マキノ町、同今津町及び同朽木村に限る。）、京都府（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、北桑田郡美山町、天田郡夜久野町、加佐郡、与謝郡、中郡、竹野郡及び熊野郡のうち近畿圏整備法による都市開発区域以外の地域に限る。）、兵庫県（豊岡市、城崎郡、出石郡、美方郡、養父市及び朝来郡和田山町に限る。）、鳥取県、島根県（浜田市、益田市、江津市及び漕摩郡を除く。）
奄美地区	鹿児島県（名瀬市及び大島郡に限る。）
一般地区	上記以外の地域（北海道及び沖縄県を除く。）

地域の区分	都道府県名
I	北海道
II	青森県 岩手県 秋田県
III	宮城県 山形県 福島県 栃木県 新潟県 長野県
IV	茨城県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 富山県 石川県 福井県 山梨県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県
V	宮崎県 鹿児島県
VI	沖縄県
<p>1 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、I地域に区分されるものとする。 青森県 十和田市（旧十和田湖町に限る。）、七戸町（旧七戸町に限る。）、田子町 岩手県 久慈市（旧山形村に限る。）、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町</p> <p>2 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、II地域に区分されるものとする。 北海道 函館市（旧函館市に限る。）、松前町、福島町、知内町、木古内町、八雲町（旧熊石町に限る。）、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町（旧瀬棚町を除く。）、島牧村、寿都町 宮城県 栗原市（旧栗駒町、旧一迫町、旧鶯沢町、旧花山村に限る。） 山形県 米沢市、鶴岡市（旧朝日村に限る。）、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高島町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町 福島県 会津若松市（旧河東町に限る。）、白河市（旧大信村に限る。）、須賀川市（旧長沼町に限る。）、喜多方市（旧塩川町を除く。）、田村市（旧都路村を除く。）、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、平田村、小野町、川内村、飯館村 栃木県 日光市（旧今市市を除く。）、那須塩原市（旧塩原町に限る。） 群馬県 沼田市（旧沼田市を除く。）、長野原町、嬬恋村、草津町、六合村、片品村、川場村、みなかみ町（旧水上町に限る。） 新潟県 十日町市（旧中里村に限る。）、魚沼市（旧入広瀬村に限る。）、津南町 山梨県 富士吉田市、北杜市（旧小淵沢町に限る。）、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町（旧河口湖町に限る。） 長野県 長野市（旧長野市、旧大岡村を除く。）、松本市（旧松本市、旧四賀村を除く。）、上田市（旧真田町、旧武石村に限る。）、須坂市、小諸市、伊那市（旧長谷村を除く。）、駒ヶ根市、中野市（旧中野市に限る。）、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市（旧更埴市に限る。）、東御市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、阿智村（旧浪合村に限る。）、平谷村、下條村、上松町、木祖村、木曾町、波田町、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町 岐阜県 高山市、飛騨市（旧古川町、旧河合村に限る。）、白川村</p> <p>3 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、III地域に区分されるものとする。 青森県 青森市（旧青森市に限る。）、深浦町 岩手県 宮古市（旧新里村を除く。）、大船渡市、一関市（旧一関市、旧花泉町、旧大東町に限る。）、陸前高田市、釜石市、平泉町 秋田県 秋田市（旧河辺町を除く。）、能代市（旧能代市に限る。）、男鹿市、由利本荘市（旧東由利町を除く。）、潟上市、にかほ市、三種町（旧琴丘町を除く。）、八峰町、大潟村</p>	

茨城県	土浦市（旧新治村に限る。）、石岡市、常陸大宮市（旧美和村に限る。）、笠間市（旧岩間町に限る。）、筑西市（旧関城町を除く。）、かすみがうら市（旧千代田町に限る。）、桜川市、小美玉市（旧玉里村を除く。）、大子町
群馬県	高崎市（旧倉渕村に限る。）、桐生市（旧黒保根村に限る。）、沼田市（旧沼田市に限る。）、渋川市（旧赤城村、旧小野上村に限る。）、安中市（旧松井田町に限る。）、みどり市（旧東村（勢多郡）に限る。）、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町、高山村、東吾妻町、昭和村、みなかみ町（旧水上町を除く。）
埼玉県	秩父市（旧大滝村に限る。）、小鹿野町（旧両神村に限る。）、
東京都	奥多摩町
富山県	富山市（旧大沢野町、旧大山町、旧細入村に限る。）、黒部市（旧宇奈月町に限る。）、南砺市（旧平村、旧上平村、旧利賀村に限る。）、上市町、立山町
石川県	白山市（旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村に限る。）、
福井県	大野市（旧和泉村に限る。）、
山梨県	甲府市（旧上九一色村に限る。）、都留市、山梨市（旧三富村に限る。）、北杜市（旧明野村、旧小淵沢町を除く。）、笛吹市（旧芦川村に限る。）、鳴沢村、富士河口湖町（旧河口湖町を除く。）、小菅村、丹波山村
岐阜県	中津川市（旧中津川市、旧長野県木曾郡山口村を除く。）、恵那市（旧串原村、旧上矢作町に限る。）、飛騨市（旧宮川村、旧神岡町に限る。）、郡上市（旧美並村を除く。）、下呂市（旧金山町を除く。）、東白川村
愛知県	豊田市（旧稲武町に限る。）、
兵庫県	養父市（旧関宮町に限る。）、香美町（旧香住町を除く。）、
奈良県	奈良市（旧都祁村に限る。）、五條市（旧大塔村に限る。）、生駒市、宇陀市（旧室生村に限る。）、平群町、野迫川村
和歌山県	かつらぎ町（旧花園村に限る。）、高野町
鳥取県	倉吉市（旧関金町に限る。）、若桜町、日南町、日野町、江府町
島根県	奥出雲町、飯南町、美郷町（旧大和村に限る。）、邑南町（旧石見町を除く。）、
岡山県	津山市（旧阿波村に限る。）、高梁市（旧備中町に限る。）、新見市、真庭市（旧落合町、旧久世町を除く。）、新庄村、鏡野町（旧鏡野町を除く。）、
広島県	府中市（旧上下町に限る。）、三次市（旧三次市、旧三和町を除く。）、庄原市、廿日市市（旧佐伯町、旧吉和村に限る。）、安芸高田市（旧八千代町、旧美土里町、旧高宮町に限る。）、安芸太田町（旧加計町を除く。）、北広島町（旧豊平町を除く。）、世羅町（旧世羅西町を除く。）、神石高原町
徳島県	三好市（旧東祖谷山村に限る。）、
高知県	いの町（旧本川村に限る。）、
4 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、Ⅳ地域に区分されるものとする。	
福島県	いわき市、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町
栃木県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、さくら市（旧氏家町に限る。）、那須烏山市、下野市、上三川町、西方町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町、高根沢町
新潟県	新潟市、長岡市（旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村、旧寺泊町に限る。）、三条市（旧下田村を除く。）、柏崎市（旧高柳町を除く。）、新発田市、見附市、村上市（旧朝日村を除く。）、燕市、糸魚川市、上越市（旧上越市、旧柿崎町、旧大潟町、旧頸城村、旧吉川町、旧三和村、旧名立町に限る。）、阿賀野市（旧京ヶ瀬村、旧笹神村に限る。）、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村
長野県	阿智村（旧清内路村に限る。）、大鹿村
宮崎県	都城市（旧山之口町、旧高城町を除く。）、延岡市（旧北方町に限る。）、小林市、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
鹿児島県	伊佐市、曾於市、霧島市（旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る。）、さつま町、湧水町
5 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、Ⅴ地域に区分されるものとする。	

茨城県	神栖市（旧波崎町に限る。）
千葉県	銚子市
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
静岡県	熱海市、下田市、御前崎市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町（旧西伊豆町に限る。）
三重県	尾鷲市、熊野市（旧熊野市に限る。）、御浜町、紀宝町
和歌山県	御坊市、新宮市（旧新宮市に限る。）、広川町、美浜町、日高町、由良町、白浜町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町
山口県	下関市（旧下関市に限る。）
徳島県	牟岐町、美波町、海陽町
愛媛県	宇和島市（旧津島町に限る。）、伊方町（旧伊方町を除く。）、愛南町
高知県	高知市（旧高知市、旧春野町に限る。）、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、いの町（旧伊野町に限る。）、大月町、三原村、黒潮町（旧大方町に限る。）
福岡県	福岡市：博多区、中央区、南区、城南区
長崎県	長崎市、佐世保市、島原市（旧島原市に限る。）、平戸市、五島市、西海市、南島原市（旧加津佐町を除く。）、長与町、時津町、小値賀町、江迎町、鹿町町、佐々町、新上五島町
熊本県	八代市（旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。）、水俣市、上天草市（旧松島町を除く。）、宇城市（旧三角町に限る。）、天草市（旧有明町、旧五和町を除く。）、芦北町、津奈木町
大分県	佐伯市（旧佐伯市、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町に限る。）
備考	この表に掲げる区域は、平成21年4月1日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。

(北海道)

地 区 名	地 域
特 別 地 区	離島振興法による離島振興対策実施地域
一 般 地 区	上記以外の地域

別表第2 主体附帯工事費の特例加算限度額

対象工事費	対象要件	加算額	適用しない住宅
(1) 特殊基礎工事費	特殊基礎工事を行う場合	1戸当たり 3,115,000円	
(2) 特別規模増工事費	心身障害者世帯向住宅、老人同居向住宅、多人数世帯向住宅及び(3)のエレベーターを設ける中層住宅で、構造別ごとの1戸当たり平均床面積が別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積を著しく超える場合	1戸当たり 3,277,000円	
(3) エレベーター設置工事費	3階建て、4階建て及び5階建ての中層住宅においてエレベーターを設ける場合	1件当たり 26,966,000円	
(4) 消防用設備設置工事費	法令等において設置が義務付けられた消防用設備の設置を行う場合	1戸当たり 1,174,000円	
(5) 緊急通報システム設置工事費	緊急通報システムを設ける場合 ①シルバーハウジング・プロジェクト制度に係るもの及び ②老人対策のための住宅又は心身障害者世帯向け住宅で、①以外のもの。	1戸当たり 1,369,000円 1戸当たり 197,000円	
(6) 高齢者等向け特別設備等工事費	老人世帯、老人同居世帯又は心身障害者世帯のための住宅において特別の設計を行う場合又は特別の設備を設ける場合（手すりの設置、滑りにくい階段の処理、段差の解消、コンセントの設置（便所）及び住棟アプローチのスロープ化を行う場合を除く。）	1戸当たり 2,695,000円	
(7) 雪害防除工事費	多雪寒冷地区（特別豪雪地帯を含む。）において、雪害防除のために必要な工事を行う場合	1戸当たり 1,868,000円	
(8) 特殊屋外附帯工事費	特殊屋外附帯工事を行う場合	1戸当たり 1,429,000円 ただし、本区分の加算を受けて合併処理浄化槽を設ける場合にあつては、 2,267,000円	都市再生住宅
(9) 店舗等併設工事費	公共建築物、店舗等が併設する場合	1戸当たり 1,369,000円	改良住宅、小規模改良住宅及び更新住宅
(10) ピロティ等設置工事費	ピロティ、屋上遊園等を設ける場合	1戸当たり 1,369,000円	改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅

			宅及び都市再生住宅														
(11) 試作住宅設置工事費	試作住宅の工事を行う場合	1戸当たり 1,369,000円	改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅及び都市再生住宅														
(12) 作業所設置工事費	農山漁村向住宅に作業所を設ける場合	構造に応じて次の表に掲げる1㎡当たり工事費に作業所の床面積（1戸当たり12㎡を限度とする）を乗じた額	特定優良賃貸住宅、特定公共賃貸住宅、準特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅、改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅及び都市再生住宅														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>構造別</th> <th>1㎡当たり工事費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木造平屋建及び準耐火構造平屋建</td> <td>138,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>木造2階建及び準耐火構造2階建</td> <td>147,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>低層耐火構造</td> <td>150,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>中層準耐火構造</td> <td>150,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>中層耐火構造</td> <td>150,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>高層耐火構造</td> <td>172,000円/㎡</td> </tr> </tbody> </table>	構造別	1㎡当たり工事費	木造平屋建及び準耐火構造平屋建	138,000円/㎡	木造2階建及び準耐火構造2階建	147,000円/㎡	低層耐火構造	150,000円/㎡	中層準耐火構造	150,000円/㎡	中層耐火構造	150,000円/㎡	高層耐火構造	172,000円/㎡	
構造別	1㎡当たり工事費																
木造平屋建及び準耐火構造平屋建	138,000円/㎡																
木造2階建及び準耐火構造2階建	147,000円/㎡																
低層耐火構造	150,000円/㎡																
中層準耐火構造	150,000円/㎡																
中層耐火構造	150,000円/㎡																
高層耐火構造	172,000円/㎡																
(13) 耐久性向上工事費	<p>木造住宅の耐久性向上に係る次の基準に適合する工事を行う場合又はこれと同等以上の耐久性を有すると認められる工事を行う場合</p> <p>① 構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材の全部又は一部を木造とする住宅にあつては、すむ柱の小径は12cm角（通し柱であるすみ柱にあつては、13.5cm）以上であること。</p> <p>構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材の全部又は一部に桝組壁構造を用いる住宅にあつては、桝組壁工法を用いる外壁の下地材料は、厚さ9mm以上の構造用合板であること。</p> <p>② 防腐及び防蟻措置に関して有効な措置を講じたものであること。</p> <p>③ 基礎は、一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とし、地面からその</p>	1戸当たり 1,868,000円 ただし、住宅の構造別ごとの1戸当たり平均床面積が、別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積未満の場合は、1,868,000円に、その1戸当たり平均床面積に44㎡を加えたものを1戸当たり標準床面積に44㎡を加えたもので除した数値を乗じて得た額	都市再生住宅														

	<p>上端までの高さは40cm以上であること。</p> <p>④ 外壁の床下部分には、壁の長さ4 m以内ごとに、有効面積300cm²以上の換気孔を設け、床下はコンクリートで覆うこと。</p> <p>⑤ 小屋裏の壁で屋外に面するもの又は軒裏には、換気上有効な位置に2以上の換気孔を設けるものとし、換気孔の有効面積の天井面積に対する割合は、原則として300分の1以上とすること。</p> <p>⑥ 住宅の床下及び小屋裏は、点検が容易に行えるよう点検口及び点検ハッチが設けられたものであること。</p>		
(14)21世紀都市居住緊急促進事業工事費	21世紀都市居住緊急促進事業補助金交付要綱（平成10年12月11日付け建設省住備発第130号・建設省住街発第45号・建設省住市発第110号）に定める採択基準に適合する事業を行う場合	1戸当たり 2,695,000円	公営住宅、地域優良賃貸住宅（21世紀都市居住緊急促進事業補助金交付要綱）、改良住宅、小規模改良住宅及び更新住宅
(15)スライド条項等適用工事費	過年度に交付決定を受け、本年度以降に歳出分が残っている国庫債務負担行為を行った事業又は施行期間が複数年度にまたがり各年度において公営住宅法附則第5項により無利子貸付金の貸付を受ける事業で、契約後12箇月以上経過した時点で賃金又は物価の変動のため工事請負契約を更改することにより工事請負契約額を増額した場合	1戸当たり 2,695,000円	都市再生住宅
(16)その他特別工事費	その他特別の事情がある場合	1戸当たり 2,695,000円	

別表第3 開発充当率

(1) 開発充当率

取得の条件		開発充当率
1 国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第6条の2の適用を受けて取得する場合		1.00
2 1㎡当たり6,000円以下の価格で取得する場合		1.00
3 その他の場合	改良住宅の容積率が(2)の基準容積率以上の場合	1.00
	改良住宅の容積率(A%)が(2)の基準容積率(A ₀ %)未満の場合	$1.00 - 0.01 \times a$ $a = 1/2(A_0 - A)$ (地域改善対策特定事業) $a = A_0 - A$ (地域改善対策特定事業以外) ただし、aは整数となるよう小数点以下を切り捨てるものとする。

(2) 基準容積率

構造	地区区分		
	特別豪雪地帯を除く大都市	一奄沖 般美縄	特別豪雪地帯に限る北海道多雪寒冷
木造(平屋) 低層準耐火構造(平屋) 低層耐火構造(平屋)	20%	20%	20%
木造(2階) 低層準耐火構造(2階) 低層耐火構造(2階)	35	35	30
中層準耐火構造(3階) 中層耐火構造(3階)	55	55	55
中層耐火構造(4・5階)	75	70	65
高層耐火構造	114	106	99

(注) 地区区分は、別表第1（その4）による地区区分である。

別表第4 用地取得費の地域区分

○その1 (大都市-I)

都道府県	市町名	都道府県	市町名
埼玉県	川越市、川口市、さいたま市、所沢市、飯能市、岩槻市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、八潮市、富士見市、上福岡市、三郷市、蓮田市、坂戸市、大井町、三芳町、鶴ヶ島市、吉川市	静岡県	厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、大磯町
千葉県	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、印南町、佐倉市、四街道市、白井市	愛知県	静岡市
東京都	東京都区部、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、西東京市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市	滋賀県	名古屋市、長久手町
神奈川県	横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、	京都府	大津市
		京都府	京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、大山崎町、京田辺市、木津町、精華町
		大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市
		兵庫県	神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市
		奈良県	奈良市、生駒市
		広島県	広島市、府中町
		沖縄県	那覇市

○その2 (大都市－Ⅱ)

都道府県	市町名
北海道	札幌市
宮城県	仙台市
茨城県	取手市、牛久市、藤代町
栃木県	宇都宮市
群馬県	前橋市、高崎市
埼玉県	熊谷市、行田市、加須市、本庄市、東松山市、鴻巣市、深谷市、久喜市、幸手市、伊奈町、吹上町、毛呂山町、越生町、日高市、滑川町、嵐山町、宮代町、白岡町、栗橋町、鷺宮町、杉戸町、庄和町
千葉県	木更津市、野田市、茂原市、成田市、東金市、勝浦市、市原市、君津市、袖ヶ浦市、酒々井町、富里市、印西市、大網白里町
東京都	あきる野市、瑞穂町、日の出町
神奈川県	小田原市、三浦市、秦野市、南足柄市、寒川町、二宮町、松田町、開成町、愛川町、城山町
新潟県	新潟市
石川県	輪島市、金沢市
福井県	福井市
山梨県	甲府市、大月市
長野県	軽井沢町
岐阜県	岐南町
静岡県	浜松市、沼津市、熱海市、三島市、伊東市、富士市、御殿場市、裾野市、函南町、清水町、長泉町
愛知県	豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、

都道府県	市町名
	蒲郡市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、大府市、知立市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、東海市、東郷町、日進町、西枇杷島町、師勝町、西春町、清洲町、新川町、扶桑町、甚目寺町、大治町、蟹江町、南知多町
滋賀県	草津市、守山市、栗東市、野洲町
京都府	久御山町、園部町、八木町
大阪府	河内長野市、阪南市、島本町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、美原町
兵庫県	姫路市、洲本市、加古川市、龍野市、高砂市、播磨町、津名町、淡路町
奈良県	大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、平群町、三郷町、田原本町、香芝市、上牧町、王寺町、広陵町、河合町
和歌山県	和歌山市、海南市、橋本市
岡山県	岡山市
広島県	呉市、廿日市市、海田町
山口県	徳山市
徳島県	徳島市
香川県	高松市
愛媛県	松山市
高知県	高知市、須崎市
福岡県	福岡市、北九州市、大野城市
沖縄県	浦添市、宜野湾市、沖縄市、与那原町

別表第5 その他の土地整備費の限度額

費用の種類	限度額	
(1) 道路整備費	整備に要する額	
(2) 下排水工事費		
(3) 児童遊園整備費		
(4) 緑地整備費		
(5) 地区施設等用地取得造成費		
(6) 店舗、作業場設置工事費	整備に要する額 ただし、構造の別に応じて次の表に定める1㎡当たり工事費に店舗、作業所又は管理事務所の床面積を乗じた額を限度とする。	
(7) 管理事務所設置工事費	構造別	1㎡当たり工事費
	木造平屋建及び準耐火構造平屋建	138,000円/㎡
	木造2階建及び準耐火構造2階建	147,000円/㎡
	低層耐火構造	150,000円/㎡
	中層準耐火構造	150,000円/㎡
	中層耐火構造	150,000円/㎡
	高層耐火構造	172,000円/㎡
(8) 集会所設置工事費	整備に要する額 ただし、26,862,000円/件を限度とする。	
(9) 子育て支援施設の設置工事費	整備に要する額 ただし、26,862,000円/件を限度とする。	
(10) 高齢者生活相談所設置工事費 (シルバーハウジング・プロジェクト制度により設けられるものに限る。)	整備に要する額 ただし、26,862,000円/件を限度とする。	
(11) 物置の設置工事費	整備に要する額 ただし、419,000円/件を限度とする。	
(12) 施設併存構造費及びピロティー建設工事費	整備に要する額 ただし、中層耐火構造 72,000円/㎡ を限度と 高層耐火構造 80,000円/㎡ する。	
(13) 立体的遊歩道及び人工地盤建設工事費	整備に要する額 ただし、162,000円/㎡を限度とする。	
(14) 防災関連施設整備費	整備に要する額	
(15) 水害危険集落地区内における宅地の整備に要する費用	整備に要する額	
(16) 測量・調査・設計費	測量等に要する額	
(17) 工場等の移転補償費	移転補償に要する額	
(18) その他国土交通大臣が必要と認める費用	必要と認める額	

附 則

この通知は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 前項の施行の日までに供給計画の認定を受けた地域優良賃貸住宅（一般型）及び事業に着手した地域優良賃貸住宅（一般型）並びに平成 19 年 9 月 4 日までに供給計画の認定を受けた特定優良賃貸住宅等及び事業に着手した特定優良賃貸住宅等については、地域優良賃貸住宅に係る規定を準用する。
- 3 地域優良賃貸住宅（高齢者型）並びに平成 19 年 9 月 4 日までに供給計画の認定を受けた高齢者向け優良賃貸住宅等及び事業に着手した高齢者向け優良賃貸住宅等については、「平成 22 年度における住宅局所管事業に係る標準建設費について（平成 22 年 3 月 30 日付け国住備第 283 号、国住整第 193 号、国住市第 532 号）」における地域優良賃貸住宅（高齢者型）に係る規定を準用する。ただし、この場合、当該通知に掲げる規定のうち、次の表 1（イ）欄に掲げる規定については、（ロ）欄に掲げる額を（ハ）欄に掲げる額に、当該通知の別表第 1 その 5 については次の表 2 に、それぞれ読み替えるものとする。

表 1

	(イ)	(ロ)	(ハ)
第 2 1 (2)		1,385,000	1,369,000
第 2 1 (2)		2,725,000	2,695,000
第 2 2 (5)		287,000	284,000
第 9 (1)		117,000	115,000
第 9 (2)		22,000	21,000
第 10 (1) ロ		2,339,000	2,313,000
第 11 (1) 表			
使用年数	1 年	1,880	1,860
	2 年	2,070	2,040
	3 年	2,180	2,150
	4 年	2,360	2,330
	5 年	2,480	2,450
第 11 (2)		1,030,000	1,020,000
第 11 (3)		480,000	470,000
第 11 (4)		1,660,000	1,640,000
第 12 2		1,575,000	1,558,000
第 12 2		693,000	685,000
第 12 2		1,363,000	1,348,000
別表第 2 (1)		3,149,000	3,115,000
別表第 2 (3)		27,265,000	26,966,000
別表第 2 (4)		1,187,000	1,174,000
別表第 2 (7)		1,889,000	1,868,000
別表第 2 (8)		1,444,000	1,429,000
別表第 2 (9)		1,385,000	1,369,000
別表第 2 (10)		1,385,000	1,369,000
別表第 2 (11)		1,385,000	1,369,000

別表第2(12)表			
構造別	木造平屋建及び準耐火構造平屋建	139,000	138,000
	木造2階建及び準耐火構造2階建	149,000	147,000
	低層耐火構造	152,000	150,000
	中層準耐火構造	152,000	150,000
	中層耐火構造	152,000	150,000
	高層耐火構造	174,000	172,000
別表第2(13)		1,889,000	1,868,000
別表第2(14)		2,725,000	2,695,000
別表第2(15)		2,725,000	2,695,000
別表第2(16)		2,725,000	2,695,000
別表第5(6)(7)表			
構造別	木造平屋建及び準耐火構造平屋建	139,000	138,000
	木造2階建及び準耐火構造2階建	149,000	147,000
	低層耐火構造	152,000	150,000
	中層準耐火構造	152,000	150,000
	中層耐火構造	152,000	150,000
	高層耐火構造	174,000	172,000
別表第5(8)		27,161,000	26,862,000
別表第5(9)		27,161,000	26,862,000
別表第5(10)		27,161,000	26,862,000
別表第5(11)		423,000	419,000
別表第5(12)		73,000	72,000
別表第5(12)		81,000	80,000
別表第5(13)		164,000	162,000

表2

(北海道・沖縄以外の地域)

構造別	地区別	主体附帯工事費基本額 (千円/戸)					主体附帯工事費 面積係数(千円/㎡)				
		I	II	III	IV	V	I	II	III	IV	V
木造平家建及び準耐火構造平屋建	特別	5,470	5,363	5,047	4,849	4,834	124	122	115	110	110
	大都市	-	4,389	4,132	3,969	3,957	-	100	94	90	90
	多雪寒冷	4,291	4,207	3,960	3,804	-	98	96	90	86	-
	一般	-	4,080	3,840	3,689	3,678	-	93	87	84	84
	奄美	-	-	-	-	4,493	-	-	-	-	102
木造2階建及び準耐火構造2階建	特別	5,551	5,442	5,153	4,979	4,964	126	124	117	113	113
	大都市	-	4,496	4,257	4,113	4,101	-	102	97	93	93
	多雪寒冷	4,415	4,329	4,099	3,960	-	100	98	93	90	-
	一般	-	4,201	3,979	3,844	3,832	-	95	90	87	87
	奄美	-	-	-	-	4,710	-	-	-	-	107

耐火構造平家建	特別	6,106	5,987	5,624	5,408	5,402	139	136	128	123	123
	大都市	-	4,686	4,403	4,234	4,229	-	107	100	96	96
	多雪寒冷	4,564	4,475	4,204	4,042	-	104	102	96	92	-
	一般	-	4,273	4,014	3,860	3,856	-	97	91	88	88
	奄美	-	-	-	-	4,721	-	-	-	-	107
耐火構造2階建	特別	5,956	5,839	5,529	5,337	5,332	135	133	126	121	121
	大都市	-	4,811	4,556	4,398	4,394	-	109	104	100	100
	多雪寒冷	4,737	4,644	4,398	4,245	-	108	106	100	96	-
	一般	-	4,484	4,247	4,099	4,095	-	102	97	93	93
	奄美	-	-	-	-	5,014	-	-	-	-	114
中層準耐火構造 (地上階数3階)	特別	5,373	5,268	5,015	4,860	4,850	122	120	114	110	110
	大都市	-	4,573	4,353	4,218	4,210	-	104	99	96	96
	多雪寒冷	4,506	4,417	4,205	4,075	-	102	100	96	93	-
	一般	-	4,228	4,025	3,900	3,892	-	96	91	89	88
	奄美	-	-	-	-	5,002	-	-	-	-	114
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	特別	5,544	5,435	5,174	5,014	5,004	126	124	118	114	114
	大都市	-	4,718	4,491	4,352	4,343	-	107	102	99	99
	多雪寒冷	4,648	4,557	4,339	4,204	-	106	104	99	96	-
	一般	-	4,362	4,153	4,024	4,016	-	99	94	91	91
	奄美	-	-	-	-	5,161	-	-	-	-	117
中層耐火構造 (地上階数3階)	特別	5,522	5,414	5,144	4,985	4,980	125	123	117	113	113
	大都市	-	4,702	4,468	4,330	4,325	-	107	102	98	98
	多雪寒冷	4,636	4,545	4,319	4,185	-	105	103	98	95	-
	一般	-	4,333	4,118	3,990	3,986	-	98	94	91	91
	奄美	-	-	-	-	5,103	-	-	-	-	116
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	特別	5,697	5,585	5,307	5,143	5,138	129	127	121	117	117
	大都市	-	4,851	4,610	4,467	4,462	-	110	105	102	101
	多雪寒冷	4,783	4,689	4,456	4,318	-	109	107	101	98	-
	一般	-	4,470	4,248	4,116	4,112	-	102	97	94	93
	奄美	-	-	-	-	5,265	-	-	-	-	120
中層耐火構造 (地上階数4~5階)	特別	5,453	5,346	5,058	4,887	4,882	124	121	115	111	111
	大都市	-	4,604	4,356	4,209	4,205	-	105	99	96	96
	多雪寒冷	4,530	4,441	4,201	4,059	-	103	101	95	92	-
	一般	-	4,220	3,992	3,857	3,853	-	96	91	88	88
	奄美	-	-	-	-	4,933	-	-	-	-	112
中層耐火構造 (地上階数4~5階) (片廊下型住棟)	特別	5,626	5,515	5,218	5,042	5,036	128	125	119	115	114
	大都市	-	4,750	4,494	4,342	4,338	-	108	102	99	99
	多雪寒冷	4,673	4,582	4,335	4,188	-	106	104	99	95	-
	一般	-	4,354	4,119	3,980	3,976	-	99	94	90	90
	奄美	-	-	-	-	5,090	-	-	-	-	116
高層耐火構造 (地上階数6~8階)	特別	5,203	5,101	4,865	4,723	4,718	118	116	111	107	107
	大都市	-	4,236	4,040	3,922	3,918	-	96	92	89	89
	多雪寒冷	4,617	4,527	4,317	4,191	-	105	103	98	95	-
	一般	-	3,970	3,786	3,676	3,672	-	90	86	84	83
	奄美	-	-	-	-	4,847	-	-	-	-	110
高層耐火構造 (地上階数9~11階)	特別	5,485	5,378	5,152	5,017	5,012	125	122	117	114	114
	大都市	-	4,362	4,179	4,069	4,065	-	99	95	92	92
	多雪寒冷	4,783	4,689	4,492	4,374	-	109	107	102	99	-
	一般	-	4,042	3,873	3,771	3,767	-	92	88	86	86
	奄美	-	-	-	-	4,972	-	-	-	-	113
高層耐火構造 (地上階数12~13階)	特別	5,589	5,479	5,268	5,140	5,135	127	125	120	117	117
	大都市	-	4,725	4,544	4,433	4,428	-	107	103	101	101
	多雪寒冷	5,068	4,968	4,777	4,661	-	115	113	109	106	-
	一般	-	4,489	4,316	4,211	4,207	-	102	98	96	96
	奄美	-	-	-	-	5,552	-	-	-	-	126
高層耐火構造 (地上階数14~19階)	特別	5,924	5,808	5,599	5,479	5,473	135	132	127	125	124
	大都市	-	5,009	4,829	4,725	4,720	-	114	110	107	107
	多雪寒冷	5,371	5,266	5,077	4,968	-	122	120	115	113	-
	一般	-	4,758	4,587	4,489	4,484	-	108	104	102	102
	奄美	-	-	-	-	5,918	-	-	-	-	135
超高層耐火構造 (地上階数20階~)	特別	7,925	7,770	7,540	7,414	7,407	180	177	171	168	168
	大都市	-	5,995	5,818	5,720	5,715	-	136	132	130	130
	多雪寒冷	6,698	6,567	6,373	6,266	-	152	149	145	142	-
	一般	-	5,438	5,277	5,189	5,184	-	124	120	118	118
	奄美	-	-	-	-	6,377	-	-	-	-	145

(北海道)

構造別	地区別	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)		主体附帯工事費面積係数 (千円/戸)		
		I	II	I	II	
		木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特別	4,629	4,538	105
	一般	4,311	4,227	98	96	
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特別	4,558	4,469	104	102	
	一般	4,330	4,245	98	96	
耐火構造平家建	特別	4,923	4,826	112	110	
	一般	4,692	4,600	107	105	
耐火構造2階建	特別	4,880	4,784	111	109	
	一般	4,651	4,560	106	104	
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	4,973	4,875	113	111
		一般	4,714	4,621	107	105
	暖房設備付	特別	5,162	5,061	117	115
		一般	4,897	4,801	111	109
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	5,124	5,023	116	114
		一般	4,860	4,765	110	108
	暖房設備付	特別	5,327	5,223	121	119
		一般	5,051	4,952	115	113
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	5,140	5,039	117	115
		一般	4,834	4,739	110	108
	暖房設備付	特別	5,341	5,237	121	119
		一般	5,021	4,923	114	112
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	5,299	5,195	120	118
		一般	4,982	4,884	113	111
	暖房設備付	特別	5,510	5,402	125	123
		一般	5,180	5,079	118	115
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	4,752	4,658	108	106
		一般	4,467	4,380	102	100
	暖房設備付	特別	4,932	4,835	112	110
		一般	4,638	4,547	105	103
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	4,895	4,799	111	109
		一般	4,605	4,514	105	103
	暖房設備付	特別	5,087	4,988	116	113
		一般	4,784	4,690	109	107
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	燃料庫付	特別	4,185	4,103	95	93
		一般	3,870	3,794	88	86
	暖房設備付	特別	4,318	4,233	98	96
		一般	3,992	3,913	91	89
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	燃料庫付	特別	4,696	4,604	107	105
		一般	4,342	4,257	99	97
	暖房設備付	特別	4,820	4,725	110	107
		一般	4,454	4,367	101	99
高層耐火構造 (地上階数12～13階)	燃料庫付	特別	4,995	4,897	114	111
		一般	4,618	4,527	105	103
	暖房設備付	特別	5,119	5,018	116	114
		一般	4,731	4,638	108	105
高層耐火構造 (地上階数14～19階)	燃料庫付	特別	5,442	5,335	124	121
		一般	5,031	4,933	114	112
	暖房設備付	特別	5,561	5,452	126	124
		一般	5,141	5,040	117	115
高層耐火構造 (地上階数20階～)	燃料庫付	特別	6,513	6,386	148	145
		一般	6,022	5,904	137	134
	暖房設備付	特別	6,664	6,534	151	148
		一般	6,161	6,040	140	137

(沖縄)

構 造 別	1戸あたり 主体付帯工事費基本額 (千円/戸)	主体付帯工事費 面積係数 (千円/㎡)
木造平家建及び準耐火構造平家建	3,977	90
木造2階建及び準耐火構造2階建	4,272	97
耐火構造平家建	4,452	101
耐火構造2階建	4,548	103
中層準耐火構造 (地上階数3階・片廊下型以外の住棟)	4,758	108
中層準耐火構造 (地上階数3階・片廊下型の住棟)	4,910	112
中層耐火構造 (地上階数3階・片廊下型以外の住棟)	4,857	110
中層耐火構造 (地上階数3階・片廊下型の住棟)	5,013	114
中層耐火構造 (地上階数4～5階・片廊下型以外の住棟)	4,442	101
中層耐火構造 (地上階数4～5階・片廊下型の住棟)	4,586	104
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	4,159	95
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	4,689	107
高層耐火構造 (地上階数12階～)	5,029	114